

島田市地域クラブ認定要綱

第1 趣旨

この要綱は、中学校の部活動に代わる活動を実施する地域団体等（以下「地域クラブ」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 地域クラブの要件

地域クラブの認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- 1 規約又は会則を作成し、組織運営及び活動が適正に行われると認められる団体であること。
- 2 活動に必要な財源の確保や組織体制の整備を通して持続可能な運営が見込まれる団体であること。
- 3 暴力団（島田市暴力団排除条例（平成24年島田市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でなく、かつ、暴力団及び暴力団員（同条3号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有しない団体であること。
- 4 島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が掲げる島田市立中学校部活動の方針（以下「島田市立中学校部活動の方針」という。）の「1 部活動の意義」を重視して活動を行うとともに、勝敗に偏った指導を行わない団体であること。
- 5 島田市立中学校部活動の方針の「5 指導上の留意点」を遵守する団体であること。
- 6 地域クラブの活動は教育的意義があることを認識し、生徒の指導等に当たって生徒の所属する中学校と連携した活動を行う団体であること。
- 7 活動日及び活動時間の設定に当たり、成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることができるよう配慮していること。
- 8 活動拠点は原則として市内とし、活動場所までの移動について、生徒や保護者の過度な負担とならないよう配慮していること。
- 9 運営内容が営利を目的としたものでないこと。

第3 認定の申請

地域クラブの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ島田市地域クラブ認定申請書（様式第1号）、島田市地域クラブ認定要件確認書（様式第2号）、規約又は会則及び活動の概要が分かる資料を教育委員会に提出しなければならない。

教育委員会は、団体の運営及び活動の内容を審査するため、前項に規定するもののほか、必要な書類の提出を求めることができる。

第4 認定又は不認定の通知

教育委員会は、申請者を地域クラブとして認定したときは、島田市地域クラブ認定通知書（様式第3号）により、認定しないときは、島田市地域クラブ不認定

通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

なお、教育委員会は、地域クラブの認定に際し、次の条件を付すこととする。

- 1 地域クラブ活動は、教育委員会へ認定を申請する際に示した内容に基づき実施し、実施内容等を変更しようとする場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けること。
- 2 地域クラブ活動の実施に際しては、十分な安全対策を講じるとともに、万が一事故等が発生した場合は、自らの責任において対応するとともに、生徒の所属する中学校へ速やかに連絡すること。
- 3 活動により生じた指導者及び生徒の事故に対する傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。
- 4 地域クラブ活動を停止する際には、速やかに教育委員会に連絡し、必要な指示を受けること。
- 5 教育委員会又は生徒の所属する中学校から地域クラブ活動における生徒の活動状況に関する情報の提供等を求められた場合は、これに対応すること。
- 6 教育委員会の職員が地域クラブ活動の状況について実地調査を求める場合は、これに対応すること。
- 7 上記の条件及び地域クラブの要件を満たさない場合又は教育的な活動として不適当と認められる事象が発生した場合には、認定を取り消すことがあること。この場合において、認定の取消しに伴い発生する費用について教育委員会に対し負担を求めないこと。

第5 認定期間

地域クラブの認定の期間は、期間の初日の属する年度の末日をもって満了し、自動更新しないものとする。

第6 認定の取消し

教育委員会は、地域クラブが第2に掲げた認定要件を満たさないときその他認定を取り消すことが適当と認めたときは、地域クラブの認定を取り消すことができる。この場合において、教育委員会は、島田市地域クラブ認定取消通知書（様式第5号）により地域クラブに通知するものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、地域クラブの認定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第8 施行期日等

この要綱は、公示の日から施行し、地域クラブの認定に関し必要な事項を定めるための規則その他の規程を施行するまでの間における地域クラブの認定に関する手続について適用する。